

食品安全委員会（第 1031 回会合）議事概要

日 時：令和 8 年 7 月 21 日（火） 14：00～14：25

場 所：食品安全委員会第一会議室

出席者：祖父江委員長ほか 6 名出席

傍聴者：一般 9 名

- （１）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
・農薬「シクロキシジム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「シクロキシジムの許容一日摂取量（ADI）を 0.07 mg/kg 体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を 2 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対する ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承されリスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「シアゾファミドの ADI を 0.17 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承されリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

- ・農薬「フロリルピコキサミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、

「フロリルピコキサミドの ADI を 0.095 mg/kg 体重/日と設定し、ARfD は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承されリスク管理機関（消費者庁）に通知することとなった。

(2) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題
(令和9年度) (案) について

→事務局から説明。

本件については、案のとおり決定することとなった。

(3) その他

・食品安全委員会の運営について (令和8年4月～令和8年6月)

→事務局から報告。